

第 41 回 透析技術認定士認定講習会 受講申込要領

◆申込方法◆ ※定員に達した場合は期間内であっても受付を終了いたします。

1	E-mail 登録期間	令和元年 8 月 1 日(木)10:00 ～ 8 月 30 日(金)17:00 書類作成には E-mail 登録期間が必須です。こちらのお手続きが完了しないと 2 へは進めませんので、必ず期間内にお手続きください。
2	書類作成 および ダウンロード	配布開始日～ 9 月 26 日(木)17:00 1 の登録が完了しますと、書類作成フォームが送信されます。上記期間中に必要事項をご入力の上、書類をダウンロードしてください。期間終了後は、書類は一切取り出せませんのでご注意ください。 【※注意※】 ご入力いただいただけでは申込み完了にはなりません。下記受付期間内に申請書をご提出いただく必要があります。また、個別に書類をお渡しすることはできませんので、ご了承ください。
3	受付期間	令和元年 9 月 9 日(月) 9:00 ～ 9 月 30 日(月) 必着 <u>申込み受付は『特定記録郵便』での郵送のみです。</u>事務局に直接持込み・普通郵便は受付ません。

◆申請書類(ダウンロード書類)◆

- ① 審査申請書(様式 1)
- ② 透析業務経験年数証明書(様式 2) ※書類をダウンロード後、手書きしてください。
- ③ 申請書類提出用封筒貼り付け用紙(A4 サイズ)

【問合せ及び申込み先】

透析療法合同専門委員会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MK ビル 2F

公益財団法人 医療機器センター内

e-mail touseki@jaame.or.jp TEL 03-3813-8701 FAX 03-3813-8733

ホームページアドレス <http://touseki.jaame.or.jp/>

※電話での問合せ受付時間は、祝祭日を除いた月曜から金曜の午前 10 時～12 時及び午後 1 時～5 時です。



『透析技術認定士』の資格について

- (1) 本試験に合格した者に与えられる透析技術認定士の資格は、日本腎臓学会・日本泌尿器科学会・日本人工臓器学会・日本移植学会・日本透析医学会から選出された委員により構成されている透析療法合同専門委員会が認定するものです。
- (2) 本資格は、透析療法合同専門委員会の資格審査基準を満たし、同委員会が実施する認定講習会を修了した後、同委員会が施行する認定試験において一定の合格基準に達した者に与えられます。
- (3) 合格後、認定の登録を行った者に交付する認定証の有効期限は5年間です。
「透析技術認定士」の資格は5年毎に更新が必要です。

1. 受講資格

次のいずれかの資格(免許)を有し、免許登録日以降、申請書類提出日現在において各資格に該当する透析療法の実務経験年数(透析業務経験年数)を満たしている者であること。
ただし、前3回(第38回・第39回・第40回)の講習会のうち1回以上受講された方は申し出により本年度の受講は免除されます(受講年度を含む4年間は受験資格有り)。

- | | | | |
|-----------|-------------|----|----------|
| a) 臨床工学技士 | 経験 2 年以上 | | |
| b) 看護師 | 経験 2 年以上 | | |
| c) 准看護師 | 高卒 経験 3 年以上 | 中卒 | 経験 4 年以上 |

上記資格の他、メールアドレス(携帯・パソコンは問いません)のご登録と、顔写真付きの本人確認書類が必要です。(P.6 参照)

2. 認定講習会の日程、定員、会場および受講料 * 定員に達した場合は、受付期間内でも申込みを終了します。

1) 会場受講

日 程 令和2年2月18日(火)～21日(金) [4日間]
定 員 200 名
受講料 36,000 円
会 場 大田区産業プラザ(PiO)
東京都大田区南蒲田 1-20-20(京浜急行「京急蒲田駅」下車徒歩 4 分)
* 会場への直接の問合せはご遠慮ください。

2) e-ラーニング受講

日 程 令和2年3月6日(金)～4月1日(水)
定 員 1,000 名
受講料 36,000 円
※受講にはインターネット環境が必要です。推奨環境はホームページでご確認ください。
※開講期間中は何度でも繰り返し視聴ができます。

3) 会場受講+ e-ラーニング受講

1)+2) 会場での受講及び復習もかねてe-ラーニング受講を希望する方
受講料 50,000円

3. 申請に必要な留意点

◇申請区分◇

「a」 初めて申請をする場合

「b」 過去に申請をして受理されたが、その後の手続きをしていない場合
(受講申込み手続きをしたが講習会は欠席した場合を含む)

「c」 過去に受講済みだが、再度受講してから受験する場合

提出する書類		◇申請区分◇		
		「a」	「b」	「c」
ダウンロード書類	① 審査申請書(様式 1)	●	●	●
	② 透析業務経験年数証明書(様式 2)	●		
	③ 申請書類提出用封筒貼り付け用紙	●	●	●
用意する書類	④ 資格を証する免許証のコピー	●		
	⑤ 審査結果通知書・受講票・受験票・試験結果通知書のいずれか 1 つの原本またはコピー		●	●
	⑥ 顔写真付き本人確認書類のコピー(P.6 参照)	●	●	●

※上表の「●」印を参照して、該当する申請区分の書類を揃えて申請してください。

【注意事項】

- ・①～④は全てA4サイズに印刷してください。また、ダウンロード書類を印刷する際は両面印刷ではなく、片面印刷をお願いします。
- ・④で書換等がある場合はその記載箇所(免許証の裏面)もコピーして同封してください。
免許証と現在の氏名や本籍地、または両方が異なる場合は、戸籍抄本の原本が必要になります。
- ・⑤に該当する書類を紛失している場合は、その詳細(年度、回数、受講等の状況)をわかる範囲で明記したメモを必ず同封してください。
- ・「b」、「c」の該当者で過去の受講・受験時と氏名が異なる場合は、戸籍抄本の原本を同封してください。

※過去の申請書類による申込みは受け付けません。

なお、透析業務経験年数が 1 施設で満たない場合は、透析業務経験年数証明書の用紙をコピーして作成してください。

4. 申請に必要な留意点

申請書類は入力もれ、捺印もれなど不備がないようにしてください。審査申請書で誤入力された場合は再入力するか、二重線を引き、訂正印を用いて書き直してください。(修正インク等での訂

正は認められません)。透析業務経験年数証明書で書き損じた場合、訂正印は公印を使用ください。なお、原則として受理した申請書類は返却しませんので予めご了承ください。

① 審査申請書(様式 1)・・・申請者全員が提出するものです。

〔受付番号〕

- ・この欄は記入しないこと。

〔申請日〕

- ・申請日は申請書類の配布日以降(令和元年 8 月 1 日以降)とする。
透析業務経験年数証明書の提出がある場合は、その証明日と同日かそれ以降の日とすること。

〔申請者氏名・印鑑〕

- ・申請者氏名は免許証に記載されている字体を使用し、印鑑はシャチハタを使用しないこと。
医療資格免許証と相違がある場合は、戸籍抄本の原本を必ず同封すること。

〔本籍地〕

- ・医療資格免許証と相違がある場合は、戸籍抄本の原本を必ず同封すること。
(※お引越して住所変更されても、役所で転籍届をご提出いただいていない場合は、本籍地に変更はありませんのでご注意ください。)

〔現住所〕

- ・現住所は〇〇様方、〇〇マンション〇〇号室まで入力すること。
また、現住所が変更になった場合はその旨を速やかに事務局宛にメールまたは FAX 等で連絡すること。

〔E-mail〕

- ・事務局から大切なお知らせメールを送信します。
受信制限(フィルター等)の設定をされている場合は、下記ドメインのご登録をお願いいたします。
@jaame.or.jp

〔現在の勤務先〕

- ・施設の名称は医療法人〇〇会など正式な名称を記入し、所属欄は〇〇科、〇〇病棟等も記載すること。
なお、現在、無職の場合は施設の名称欄の項目にチェックを入れること。(休職中の場合は、勤務先名称を入力した後に(休職中)と入力し、勤務先項目を全て入力すること)。
(例：●●病院 (休職中))

〔最終卒業校〕

- ・最後に卒業した学校を入力すること。

〔資格(免許)〕

- ・今回の受講・受験資格となるいずれかの資格を入力すること。

〔透析業務経験通算年数〕

- ・今回の受講・受験の資格を取得してから、申請書類提出日現在までの透析業務経験の通算年数を記入すること(ただし、休職期間は差し引く)。

〔主要職歴〕

- ・透析業務経験年数証明書を提出する、提出しないに関わらず、また、現在休職(無職)中の場合でも、実務経験として必要な年数を示す職歴を記入すること。
- ・透析業務経験年数証明書を提出する場合は証明を受けた施設(期間)を必ず明記すること。

- ・ 職歴が3ヶ所以上ある場合は直近から3ヶ所までを入力すること。

〔過去の状況〕※初めて申請をする場合は不要です。

- ・ 過去に申請をした場合は、過去における講習会または試験の状況を必ず入力すること。

〔受講回数〕および〔受験回数〕

- ・ 該当する項目をチェックすること。なお過去に受講、受験した者は、第何回の認定講習会(試験)を受講(受験)したのかを記入すること。

② 透析業務経験年数証明書(様式2)・・・過去に提出し受理されたことがある場合は不要です。
(申請区分「b」、「c」の該当者は提出不要)

※初めて申請する場合には必ず提出しなければならないものです(申請区分「a」の該当者)。

※この証明書は受講資格となる透析業務経験年数を満たしていることを証明する書類です。

(現在、勤務していることを証明するものではありません。)

【注意事項】

- ・ 1 施設で透析業務経験年数が満たない場合は病院毎に証明書を記入してもらうこと。
- ・ 透析業務経験年数としての勤務は常勤とし、アルバイト等の期間は認められません。
ただし、雇用形態が非常勤職員であっても、正職員と同様の勤務形態の場合は経験年数に算入できます。
- ・ 医療機関等での透析業務実務経験が必要(医療機器メーカー等での勤務は認められない)です。
- ・ 申請者氏名、現住所、生年月日は申請者本人が記入してもよい。それ以外は証明者に記入してもらうこと。(証明者の公印(印鑑)以外の病院の名称、所在地、証明者氏名はゴム判でも可とする。)
- ・ クリニック等の医療機関で公印のない施設は、院長私印での証明でも認められますが、余白に院長私印が公印である旨を記載すること。
- ・ 証明者が病院長と設置母体の理事長を兼ねる場合は理事長印で可。
この際、理事長の証明であっても必ず病院名を入れること。
- ・ 証明期間内に休職期間がある場合は、その旨を余白に記入して経験年数から差し引くこと。
- ・ 書き損じた場合は、証明者の訂正印が必要となるので十分注意すること。
- ・ 本証明書以外(施設が作成した在職証明書等)での透析業務経験年数の証明は認められません。
- ・ 調査により虚偽の申告が判明した場合は合格の取り消しとなるので正しく記入すること。

〔透析業務経験年数期間〕

透析業務経験年数期間は、「1. 受講資格」(p.1)を参照し、該当する各資格における業務経験年数を満たしていること。

注)就職後に免許を取得した場合は就職日からではなく、免許証の免許登録日が業務経験年数期間の最初の日となるので注意すること。

* 例：業務経験年数期間の数え方

ア. 現在の勤務先で業務経験年数期間を証明してもらう場合
就職した日から現在(証明日)までとする。

イ. すでに退職している医療施設で業務経験年数期間を証明してもらう場合
就職した日から退職日までとする。

〔その他〕

- ・ 証明日は「透析業務経験年数期間」の最終日とし、審査申請書の申請日より早いか、同日と

すること。ただし、すでに退職している医療施設の証明書の場合は記入してもらった日とすること。

・見込み経験年数では受講・受験することができません。

③ 申請書類提出用封筒貼り付け用紙(A4 サイズ)

書類は全て角形 2 号封筒(A4 サイズの書類が折らずに入る大きさ)に入れ、この用紙に必要事項を記入の上、封筒に貼り付けて郵送してください。

封筒一通につき、一名分のみの申請書類を封入してください。複数名分を封入している場合は受け付けません。

3. 受講申込み方法について

【注意】『特定記録郵便』による郵送以外での申請は受け付けません。

- 1) 講習会受講の申込み方法は、申請者の居住地による不公平をなくすため、『特定記録郵便』による郵送に限ります。その他の方法(ゆうパックなど『特定記録郵便』以外の郵便、直接持参するなど)での申請は受け付けません。

なお、申込みが定員に達した場合は、「受取拒否」として申請書類をそのまま返却いたします。申請書類の受付は、受付開始日時以降に申請書類を郵便局に持参された日時が早い順となります。

『特定記録郵便』には固有の引受番号が記載され、その番号から郵便局が受け付けた日時が明らかになります。

- 2) 『特定記録郵便』を差し出す際は、必ずその場で ID 番号(バーコード)を郵便局のコンピュータに入力してもらってください。コンピュータに入力した時間が差し出し時間として登録されます。郵便局によっては親局に集めてから入力したり、纏めて入力する所があるため、登録されている時間が差し出した時間より遅くなる場合があるのでご注意ください。

なお、差し出し後は引受番号等が記録された控えを必ず受け取り、審査結果通知等が届くまでその控えを確実に保管してください。

- 3) 事前に、最寄りの郵便窓口の営業時間および『特定記録郵便』の取扱いをしているかを必ず確認してください。

4. テキスト

講習会では「血液浄化療法ハンドブック 2020」(透析療法合同専門委員会 編著)を使用します。送付予定 令和 2 年 2 月上旬頃までに自宅宛に発送いたします。

※海外発送は承っておりませんので、ご了承ください。

5. 審査結果通知の送付について

送付予定 令和元年 12 月中旬

- ・審査結果通知とともに「認定講習会に関する受講申込み要領(受講料の納入先含む)」を送付します。

※12 月下旬になっても、審査結果通知が届かない場合は事務局に必ずお問い合わせください。

※現住所・名等の変更は、必ず事務局宛にメール・FAX 等で連絡してください。

郵便局に転居届けを出していても、事務局に変更の連絡がない場合各種通知が届かないことがありますのでご注意ください。

◆◆本人確認書類について◆◆

顔写真付き本人確認書類は、ご本人を確認する大切な書類となりますので、運転免許証、パスポート、社員証または学生証・写真付き住民基本台帳カードのコピーをとる際は、A4 サイズにコピーし、必ず本人確認ができるよう鮮明にコピーして下さい。写真が不鮮明等により証明書に適さないと判断された場合は受付出来ません。

また、有効期限のある本人確認書類については必ず有効期限内のものでご提出下さい。顔写真付きの本人確認書類の提出が出来ない方はお申込み出来ません。

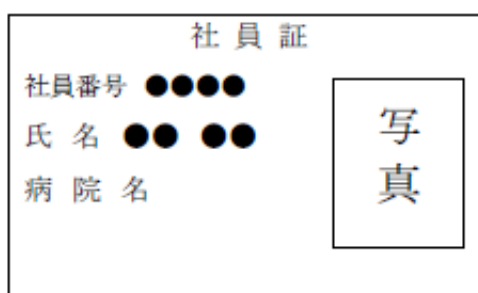
1. 運転免許証

有効期限内のものに限ります。



3. 社員証または学生証

勤務先、学校が発行する写真付き証明書で、現在のものに限り。※過去のは認められません。



2. パスポート

有効期限内のものに限ります。



4. 写真付き住民基本台帳カード

住民基本台帳カードは写真付きで、有効期限内のものに限ります。



5. 個人番号カード

表面のみをコピーして下さい。

裏面にはマイナンバーが記載されていますので不要です。



◇◆講習会・試験及び認定までのスケジュール◆◇

E-mail 登録期間	8 月 1 日(木)10:00 から 8 月 30 日(金)17:00
書類作成および ダウンロード	配布開始日 から 9 月 26 日(木)17:00
申請書類の受付期間 ※受付開始日時前の差し出しは受取拒否で返送します。 ※『特定記録郵便』以外で届いた申請書類は受取拒否で返送します。 ※定員になり次第、締切らせていただきます。	9 月 9 日(月) 9:00 から 9 月 30 日(月) 必着
審査結果通知送付 (受講申込要領等含む) ー受講手続き受付開始ー	12 月中旬予定
受講手続き締切	令和 2 年 1 月中旬予定
受講票/講習会テキスト送付	2 月上旬予定
第 41 回 認定講習会 ※受験申込要領 会場受講者＝会場配布 e-ラーニングのみ受講＝2 月下旬頃に別途案内	【会 場】 2 月 18 日(火)～21 日(金) 【e-ラーニング】 3 月 6 日(金)～4 月 1 日(水)
受験申込み手続き締切	4 月初旬予定
受験票の送付	4 月末頃予定
第 41 回 認定試験 ※日曜日	5 月中旬～下旬
試験結果の通知	6 月末～7 月初旬
認定登録手続き	8 月末締切
透析技術認定士として認定 認定証の交付	9 月下旬

◆個人情報の取り扱いについて◆

本講習会(試験)に申し込みいただいた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、本講習会(試験)に関係する業務の範囲以外には使用しません。